

新型コロナウイルス感染症対策を行う介護サービス事業所・施設 介護サービス事業所・施設に勤務する職員の皆さまへ

1 感染症対策を徹底した上で介護サービスを提供するために必要な経費を支援します

2 介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などを支援します

3 職員の皆さまに慰労金を支給します

※事業の詳細はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html



1 感染症対策の支援

- 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生したすべての介護サービス事業所・施設など
- 支援対象経費：かかりまし経費
(例) 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置、感染防止のため発生する追加的人件費、自転車・自動車の購入費用、ICT機器の購入費用 など
- 助成上限額：サービス類型毎に設定
(例) 通所介護(通常規模型) 89.2万円、訪問介護53.4万円、特養3.8万円×定員数

2 介護サービス再開に向けた支援

1. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所
- 助成額：1利用者あたり1,500円～6,000円

2. 在宅サービス事業所における環境整備への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所
- 支援対象経費：「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用など
(例) 長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費 など
- 助成上限額：20万円

3 職員の皆様への慰労金の支給

- 対象者：対象期間(令和2年3月17日～6月30日)に介護サービス事業所・施設に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員
- 支援額：感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所に勤務し利用者と接する職員 20万円
その他の事業所で勤務し利用者と接する職員 5万円
(4頁目『Q&A』Q3も併せてご参照下さい)

二つとも注

お問合せ先

厚生労働省老健局
新型コロナ緊急包括支援交付金(介護分)コールセンター
電話番号03-5253-1111(内線3807、3907)

香川県健康福祉部長寿社会対策課
電話番号087-832-3886(施設G)
087-832-3887(在宅G)

別添 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)

基準単価(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)

助成対象		(1)① 感染症対策を徹底した上で介護サービス提供支援事業	上限度額(千円)		
通所系	1 通常規模型	892	17,242,235		
	2 通所介護事業所	1,137			
	3 大規模型(Ⅰ)	1,480			
	4 地域密着型通所介護事業所(介護通所介護事業所を含む)	384			
	5 認知症対応型通所介護事業所	375			
	6 通常規模型	939			
	7 通所リハビリテーション事業所	1,181			
	8 大規模型(Ⅱ)	1,885			
短期入所系	9 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	44	939,595		
	10 訪問介護事業所	534			
	11 訪問入浴介護事業所	564			
	12 訪問看護事業所	518			
	13 訪問リハビリテーション事業所	227			
	14 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508			
	15 夜間対応型訪問介護事業所	204			
	16 居宅介護支援事業所	148			
訪問系	17 福祉用具貸与事業所	148	161,735		
	18 居宅介護支援事業所	33			
	19 小規模多機能型居宅介護事業所	475			
	20 看護小規模多機能型居宅介護事業所	638			
	21 介護老人福祉施設	38			
	22 地域密着型介護老人福祉施設	40			
	23 介護老人保健施設	38			
	24 介護医療院	48			
多機能型	25 介護医療型医療施設	43	315,829		
	26 認知症対応型共同生活介護事業所	36			
	27 介護老人ホーム、高齢者ホーム、新居老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(居住のみ)	37			
	28 介護老人ホーム、高齢者ホーム、新居老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員のみ)	35			
	入居施設・居宅系	a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入			761,160
		b 外部専門家等による研修実施			
		c (研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等			
		d 感染症発生時対応・衛生用品補充等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等			
e 感染症防止を徹底するための面会室の改修費					
f 消毒・清掃費用					
g 感染防止のための職員のため発生する追加的人件費					
h 感染防止のための職員等、定員職員に係る職業紹介手数料					
i 自給自足の購入又はリース費用					
j 自給自足の購入又はリース費用					
k タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用は除く)					
l 搬送と異なる場所でのサービスを実施する際の、資料・物の利用料					
m 搬送と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用					
n 訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合)					
o 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費					
助成額			1,155,007		

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また、
 ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱。
 ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱。
 ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。
 ※2 利用者又は職員に感染者が発生している場合は、実施主体である都道府県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成には想定されるものと判断できるものもあれば、幅広く対象とする。
 ※3 からの開し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成には想定されるものと判断できるものもあれば、幅広く対象とする。

(1)② i 今後に備えた都道府県における消毒液・マスク等の備蓄

全国計	上限度額(千円)
1 北海道	804,231
2 青森県	202,342
3 岩手県	196,884
4 宮城県	308,923
5 秋田県	174,693
6 山形県	174,093
7 福島県	281,378
8 茨城県	407,688
9 栃木県	269,909
10 群馬県	278,810
11 埼玉県	939,595
12 千葉県	827,338
13 東京都	1,523,363
14 神奈川県	1,119,394
15 新潟県	348,219
16 富山県	162,780
17 石川県	161,735
18 福井県	112,768
19 山梨県	120,858
20 長野県	315,829
21 岐阜県	292,027
22 静岡県	527,756
23 愛知県	909,863
24 三重県	256,833
25 滋賀県	177,950
26 京都府	358,260
27 大阪府	1,155,007
28 兵庫県	761,160
29 奈良県	202,409
30 和歌山県	149,921
31 鳥取県	85,818
32 島根県	111,304
33 岡山県	274,892
34 広島県	396,709
35 山口県	225,573
36 徳島県	117,883
37 香川県	146,389
38 愛媛県	214,303
39 高知県	119,098
40 福岡県	679,042
41 佐賀県	118,827
42 長崎県	210,707
43 熊本県	263,584
44 大分県	180,808
45 宮崎県	168,793
46 鹿児島県	249,136
47 沖縄県	157,351

(1)② ii 緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等

各都道府県	上限度額(千円)
	9,000

基準単価(単位:千円、1利用者又は1事業所又は1定員当たり)		③在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 令和2年4月1日以降、サービス利用中止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所(1~15、18~21)、居宅介護支援事業所(※2)		③在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 令和2年4月1日以降、感染防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所(1~21)	
事業所・施設等の種別(※1)		助成対象		事業所	
通所系	1 通常規模型	通常規模型	利用者	200	事業所
	2 通所介護事業所	大規模型(Ⅰ)	利用者	200	事業所
	3 大規模型(Ⅱ)	大規模型(Ⅱ)	利用者	200	事業所
	4 地域密着型通所介護事業所(狭義通所介護事業所を含む)	通常規模型	利用者	200	事業所
	5 認知症対応型通所介護事業所	大規模型(Ⅰ)	利用者	200	事業所
	6 大規模型(Ⅱ)	大規模型(Ⅱ)	利用者	200	事業所
	7 通所ハビリテーション事業所	通常規模型	利用者	200	事業所
	8 大規模型(Ⅰ)	大規模型(Ⅰ)	利用者	200	事業所
短期入所系	9 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	通常規模型	利用者	200	事業所
	10 訪問介護事業所	大規模型(Ⅰ)	利用者	200	事業所
訪問系	11 訪問入浴介護事業所	通常規模型	利用者	200	事業所
	12 訪問看護事業所	大規模型(Ⅰ)	利用者	200	事業所
	13 訪問ハビリテーション事業所	大規模型(Ⅱ)	利用者	200	事業所
	14 定額巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	通常規模型	利用者	200	事業所
	15 夜間対応型訪問介護事業所	大規模型(Ⅰ)	利用者	200	事業所
	16 電話による確認(※3)	大規模型(Ⅱ)	利用者	200	事業所
	17 訪問による確認(※3)	通常規模型	利用者	200	事業所
	18 福祉用具貸与事業所	大規模型(Ⅰ)	利用者	200	事業所
	19 居宅介護支援事業所	大規模型(Ⅱ)	利用者	200	事業所
	20 小規模多機能型居宅介護事業所	通常規模型	利用者	200	事業所
	21 看護小規模多機能型居宅介護事業所	大規模型(Ⅰ)	利用者	200	事業所
	22 介護老人福祉施設	大規模型(Ⅱ)	利用者	200	事業所
	23 地域密着型介護老人福祉施設	通常規模型	利用者	200	事業所
	24 介護老人保健施設	大規模型(Ⅰ)	利用者	200	事業所
	25 介護医療院	大規模型(Ⅱ)	利用者	200	事業所
入所施設・居住系	26 介護療養型医療施設	通常規模型	利用者	200	事業所
	27 認知症対応型共同生活介護事業所	大規模型(Ⅰ)	利用者	200	事業所
	28 介護老人ホーム、介護老人保健ホーム、有住老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員20人以上)	大規模型(Ⅱ)	利用者	200	事業所
	29 介護老人ホーム、介護老人保健ホーム、有住老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員20人以下)	通常規模型	利用者	200	事業所
	30 小規模多機能型居宅介護事業所	通常規模型	利用者	200	事業所
	31 看護小規模多機能型居宅介護事業所	大規模型(Ⅰ)	利用者	200	事業所
	32 介護老人福祉施設	大規模型(Ⅱ)	利用者	200	事業所
対象経費(※6)		1.5(看護師等(※4)が協力した場合:4.5)(※5) 3(看護師等(※4)が協力した場合:6)(※5)		(電話による確認の場合)1.5 (訪問による確認の場合)3	
助成額		<ul style="list-style-type: none"> ・また、1事業所・施設における1利用者につき1回まで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(3)①、②の両方を助成することができる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の差(支出額)を比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設につき1回限り、上記額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(3)①、②の両方を助成することができる。 	

注にも注目

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定を受けている者であり、また、各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設で指定を受けている者であり、また、介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱。

※2 通所介護(通所ハビリテーション)の事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※3 具体的には以下の事業所を含む。なお、実際にサービス利用中止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認(感染対策に係る要望を含む)、サービス事業所との連携(必要に応じてケアプラン修正)を行った場合、居宅介護支援事業所・在宅サービス利用中止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認(感染対策に係る要望を含む)、サービス事業所との連携(必要に応じてケアプラン修正)を行った場合、「在宅サービス利用中止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者(居宅介護支援事業所においては、過去1ヶ月の間、在宅サービス事業所のサービスを利用していない利用者)を指す。

※4 「在宅サービス利用中止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者(居宅介護支援事業所においては、過去1ヶ月の間、在宅サービス事業所のサービスを利用していない利用者)を指す。

※5 「通所型」とは、1回以上電話または訪問を行ったこと、「訪問型」とは、1回以上電話等により連絡を行ったこと。

※6 「連絡を行った」とは、希望に合わせた所定の対応を行ったこと。

※7 利用者につき、16ヶ月は併給不可である。

※8 看護師、居宅管理栄養指導者(医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士)

※9 協力したとは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問をしたこと

※10 カカオの増し算等として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が、個々の事件を勘案し、新型コロナウィルス感染拡大防止のためのための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では指定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

基準単価(単位:千円、1都道府県・指定都市・中核市当たり)

(4) 都道府県の事務費支援事業
厚生労働大臣が必要と認める額

・(1)から(3)の事業実施及び指導監督等を行うために要する経費
*他の補助金等により人員費が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。

算定方法は以下のとおりとする。

・基準単価と対象経費の差(支出額)を比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。